

**澱粉製造** 農産工業に馬鈴薯を原料とする澱粉製造あり、一時非常の勢を以て發展し大正七年には製造戸數二八八、生産額四四、四四一圓に達したり。然るに大正十三年には製造戸數四七三に漸増せるも生産額は七、二一五圓に激減し、爾來漸次不況となりしかば昭和五年斯業の統制を圖りたる結果、昭和十一年に於ては製造場數五〇、價額一五八、二四九圓に達せり。

**牛酪製造** 牛酪製造を奨勵し以て之に補助金を交付し、漸次發展しつゝあり。昭和十一年に於ては一〇〇、六七五疋、價額一九九、二四三圓を算す。

**製糖業** 本島の氣候風土は甜菜の栽培に適し産品亦優良なるを以て昭和十年七月資本金五百萬圓を以て樺太製糖株式會社創立せられ昭和十一年北豊原に工場の建設成り之が操業を開始せり。

其の他の各種工業は未だ幼稚にして僅かに島内消費に充つるに過ぎず。要するに本島の工業はバルプ及一部水産製品を除くの外は何れも之を將來に俟たざるべからず。

## 第十七章 商業

### 概説

明治三十八年本島占領後新領土の通弊として所謂一擲千金を夢想し、浮薄なる商人の渡來する者頗る多かりしが、爾來幾多經濟界の變動は斯かる不健全分子を驅逐し、賢實なる商人は漸く其の基礎を確立し、拓殖の進展、人口の増加に伴ひ漸次堅實なる發展をなしつゝありしが、明治四十二年大泊港開港せられ外國貿易を行ふに至りてより面目頓に一新し、次で大正十一年二月眞岡の開港を見、尙港灣の修築鐵道の開通、道路の新設等に伴ひ愈々繁盛の氣運に赴きつゝあり。

豊原市は島内政治、文化、交通の中心地として發展し、大泊町は本島の玄關にして物資の吞吐港として發展し、眞岡町は西海岸に於ける商取引の中心地たるのみならず大泊と共に本島に於ける物資の集散地として發展をなしつゝあり、惠須取町は西海岸北部の都にして先年人絹バルプ工場の操業開始と共に他方附近木材の發展しつゝあり。其の他東海岸に在りては落合、榮濱、元泊、知取等西海岸には本斗、野田、泊居等あり、夫々特殊の使命を有し内部の開拓と交通の普及とに依り漸次發展しつゝあり。

**會社** 會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近時各種工業を目的と

する會社の設立せらるゝもの多きを加ふる傾向を示せり。

樺太に本店を有する會社 (昭和十一年末)

| 種別   | 會社數 | 資本金                    | 拂込額                    |
|------|-----|------------------------|------------------------|
| 株式會社 | 二八  | 八二、八四、八五〇 <sup>円</sup> | 五八、八七、四九一 <sup>円</sup> |
| 合資會社 | 二〇〇 | 二、七二二、五五〇              | 二、七二二、五五〇              |
| 合計   | 四四  | 一、四六四、三〇〇              | 一、四六四、三〇〇              |
| 株式會社 | 三六  | 八七、〇二一、七五〇             | 六三、〇〇四、三九一             |

樺太外に本店を有する會社 (昭和十一年末)

| 種別   | 會社數 | 資本金                     | 拂込額                     |
|------|-----|-------------------------|-------------------------|
| 株式會社 | 一一  | 四〇、〇二〇、〇〇〇 <sup>円</sup> | 二七〇、一九、〇〇〇 <sup>円</sup> |
| 合名會社 | 四   | 六六〇、〇〇〇                 | 六六〇、〇〇〇                 |
| 合計   | 一五  | 四〇、六八〇、〇〇〇              | 二七〇、八五、〇〇〇              |

**食品卸賣市場** 魚介類、肉類、卵、蔬菜及果實等の糶賣を目的とする卸賣市場は夙に發達し之が取締りに付ては明治四十年四月制定に係る市場規則に據りたるも本規定は専ら市場の衛生取締を目的とするため、助成監督上遺憾の點尠からざりしを以て昭和七年十月廳令を以て食品卸賣市場規則を公布し

中央卸賣市場法に倣ひ市場の部類的單數制を實施し市場の合理化を圖りたる結果現在十市場を算し之が昭和十一年に於ける取引高は鮮魚介海藻類一、〇〇二、六二五圓、果實蔬菜類八六四、七七一圓、鹽干物類五八二、四五二圓、鳥獸肉卵類二、八四二圓にして總額二、四五二、六九〇圓に達せり。

**物價** 戦後各種企業の興隆に伴ふ労働者の増加並農村好況に伴ふ購買力の増進に因り物價は漸次強調を辿りしも爾來交通機關の整備と配給組織の合理化とに依り現今に於ては内地の其れと大差なきに至れり。

豊原市場小賣物價 (昭和十二年九月十五日調)

| 品種       | 單位 | 價格                | 品種      | 單位 | 價格                |
|----------|----|-------------------|---------|----|-------------------|
| 白米(越中二等) | 一升 | 〇・三六 <sup>円</sup> | 醬油(龜甲萬) | 一斤 | 〇・六八 <sup>円</sup> |
| 糯米(中)    | 同  | 〇・三三              | 食鹽      | 同  | 〇・〇六              |
| 丸麥       | 同  | 〇・三五              | 三盆      | 同  | 〇・二六              |
| 大豆       | 同  | 〇・二七              | 黃節      | 同  | 〇・二四              |
| 小豆       | 同  | 〇・二五              | 雙節      | 同  | 一・五〇              |
| 干豆       | 同  | 〇・二七              | 大根      | 同  | 〇・〇二              |
| 干豆       | 同  | 〇・二五              | 馬鈴      | 同  | 〇・〇三              |
| 干豆       | 同  | 〇・二五              | 玉葱      | 同  | 〇・〇三              |
| 干豆       | 同  | 〇・二五              | 葱       | 同  | 〇・〇五              |

|      |     |     |     |      |      |     |     |     |       |     |     |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 茶    | 毛   | 夜   | 晒   | 鷄    | 牛    | 鷄   | 豚   | 牛   | 乾     | 昆   | 鹽   | 鹽   | 豆   | 梅   |
| (川柳) | 糸   | 具   | 木   | 卵    | 乳    | 肉   | 肉   | 肉   | 海     | 布   | 鱒   | 鮭   | 腐   | 干   |
| 一    | 一   | 一   | 一   | 十    | 一    | 同   | 同   | 百   | 一     | 同   | 同   | 一   | 一   | 百   |
| 斤    | 封   | 貫   | 反   | 個    | 合    |     |     | 匆   | 帖     |     |     | 貫   | 丁   | 匆   |
| 〇・五  | 三・二 | 四・五 | 一・三 | 〇・六  | 〇・五  | 一・〇 | 〇・六 | 〇・七 | 〇・五   | 三・五 | 〇・七 | 一・四 | 〇・三 | 〇・五 |
| 電    | 根   | 根   | 磷   | 石    | 半    | 疊   | 白   | 木   | 薪     | 石   | サ   | 酒   | 麥   |     |
| 六    | 角   | 角   | 寸   | 鹼    | 紙    | 表   | 絞   | 炭   | (落葉松) | 炭   | イ   | 内   | 島   |     |
| 分    | 材   | 材   | 寸   | (花王) | (改良) |     |     |     |       |     | ダ   | 地   | 産   |     |
| 燈    | 板   | 材   | 寸   |      |      |     |     |     |       |     |     | 一   | 一   |     |
| 一    | 一   | 一   | 一   | 一    | 一    | 一   | 十   | 一   | 一     | 一   | 同   | 一   | 一   |     |
| 十六   | 燭   | 光   | 坪   | 石    | 包    | 筒   | 帖   | 枚   | 罐     | 匆   | 敷   | 噸   | 本   |     |
| 燈    | 一   | 箇   | 月   |      |      |     |     |     |       |     |     |     |     |     |
| 一    | 〇・五 | 二・五 | 八・〇 | 〇・七  | 〇・一  | 〇・一 | 一・二 | 〇・五 | 二・八   | 七・〇 | 一・四 | 〇・三 | 〇・二 |     |
| 一    | 〇・五 | 二・五 | 八・〇 | 〇・七  | 〇・一  | 〇・一 | 一・二 | 〇・五 | 二・八   | 七・〇 | 一・四 | 〇・三 | 〇・二 |     |

勞・銀 大正五年以後歐洲大戰の進展に伴ひ財界は未曾有の活況を呈し、各種企業の勃興は勞銀の昂騰を促し其の著しきを見たるが、大正九年三月財界の變動を大轉機として爾來内地事業界は停頓

し、勞銀亦低落の歩調を辿るに至りし結果其の波動を受け、本島に於ても内地と同步調を採り年々低落の傾向にありたるも先年戰時經濟の整備開始に因り之が生産力の擴充に伴ひ内地同様本島に於ても勞働力の不足を來し前年に比し少しく昂騰を示せり。

各種勞銀賃銀表(日給)

(昭和十二年九月調)

|         |      |      |      |      |      |      |      |      |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 職業別     | 町村   | 豐原   | 大泊   | 本斗   | 眞岡   | 泊居   | 元泊   | 敷香   |
| 大工      | 三・〇〇 | 二・八〇 | 三・三〇 | 二・六〇 | 二・六〇 | 三・二〇 | 二・八〇 | 三・〇〇 |
| 左官      | 三・五〇 | 三・五〇 | 三・三〇 | 二・〇〇 | 三・三〇 | 三・〇〇 | 三・五〇 | 三・〇〇 |
| 家根職(葎葎) | 三・二〇 | 一・一五 | 二・七〇 | 一・六〇 | 二・七〇 | 二・二〇 | 二・八〇 | 二・五〇 |
| ペンキ塗    | 二・五〇 | 二・一〇 | 一・七〇 | 一・七〇 | 三・二〇 | 三・〇〇 | 一・一〇 | 二・五〇 |
| 靴縫(和)   | 二・〇〇 | 一・七〇 | 一・七〇 | 一・七〇 | 一・〇〇 | 二・〇〇 | 一・一〇 | 一・七〇 |
| 洋服仕立工   | 一・八〇 | 一・四〇 | 一・五〇 | 一・五〇 | 二・二〇 | 二・〇〇 | 二・八〇 | 二・三〇 |
| 車輻製造職   | 二・八〇 | 一・七〇 | 二・〇〇 | 二・〇〇 | 二・四〇 | 二・五〇 | 二・八〇 | 二・八〇 |
| 指物建具職   | 二・八〇 | 一・八五 | 二・五〇 | 二・五〇 | 二・三〇 | 二・五〇 | 二・一〇 | 二・八〇 |
| 製材工(男)  | 二・五〇 | 一・九〇 | 二・五〇 | 二・五〇 | 一・九〇 | 二・〇〇 | 二・一〇 | 二・〇〇 |
| 鋳力職     | 三・二〇 | 一・九〇 | 二・〇〇 | 二・〇〇 | 二・六〇 | 二・六五 | 三・五〇 | 三・五〇 |
| 清酒製造職   | 二・六〇 | 一・四〇 | 二・七〇 | 二・七〇 | 二・四〇 | 二・五〇 | 一・一〇 | 二・〇〇 |

|       |       |      |      |         |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |       |
|-------|-------|------|------|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 下女    | 下男    | 漁夫   | 荷馬車夫 | 日傭人夫(男) | 經師職  | 疊職   | 印刷工  | 植字工  | 製紙工  | 仕上工  | 鍛冶工  | 鑄物工  | 罐詰工  | 菓子工  | 醬油製造職 |
| 七・〇〇  | 二・〇〇  |      | 五・〇〇 | 二・〇〇    | 三・〇〇 | 二・五〇 | 二・七〇 | 二・七〇 | 一・八七 | 二・〇〇 | 二・〇〇 | 二・八〇 |      | 一・五〇 | 一・六〇  |
| 八・五〇  | 二・〇〇  | 一・五〇 | 四・五〇 | 一・五〇    | 一・二〇 | 一・五五 | 一・七五 | 一・八〇 | 二・二〇 | 二・二〇 | 一・七〇 | 二・〇〇 | 一・一〇 | 一・三〇 | 一・五〇  |
| 五・〇〇  |       | 二・〇〇 | 三・七〇 | 一・六〇    | 二・〇〇 | 一・八〇 | 一・六〇 | 一・五〇 |      | 二・四〇 | 二・三〇 | 二・三〇 |      | 一・五〇 | 二・三〇  |
| 八・〇〇  | 一〇・〇〇 |      | 二・七〇 | 二・〇〇    | 二・三〇 | 二・五〇 | 一・二〇 | 一・九〇 | 一・九〇 | 一・八〇 | 一・七〇 | 二・〇〇 |      | 一・五〇 | 一・八〇  |
| 一〇・〇〇 | 一〇・〇〇 | 一・三〇 | 二・五〇 | 一・七〇    |      | 三・四〇 | 一・六六 | 一・六六 | 一・八一 | 二・七六 | 二・三六 | 三・〇〇 |      | 一・〇〇 |       |
| 七・〇〇  | 二・〇〇  | 一・五〇 | 四・五〇 | 二・〇〇    |      |      |      |      |      | 二・七〇 | 三・五〇 | 三・〇〇 |      | 一・五〇 |       |
| 二・〇〇  | 二・五〇  | 二・〇〇 | 五・〇〇 | 二・〇〇    | 二・〇〇 | 二・三〇 | 一・七〇 | 一・七〇 |      | 二・五〇 | 二・五〇 | 三・〇〇 | 一・三〇 | 一・八〇 |       |

貿易

本島に於ける貿易は我が領有後政府の産業上に於ける諸般の施設と、天然資源利用に基く民間企業の勃興とに因り、漸次發達の趨勢を示し、殊に製紙工場設置以來急激なる發展を遂げ、且つ歐洲大戰亂に因る財界好況の波に乗り一大躍進を爲せり。然るに大正九年戰亂終焉に伴ふ世界經濟界不況の影響を受け一時減退するの傾向を示せるも、其の後財界稍平靜に歸するに及び次第に回復し、最近の發達は實に目覺しきものあり。

一、内地貿易

本島貿易總額の大部分を占むるものは内地貿易にして、昭和十一年に於ける貿易額は移出一一九、四三五、七九六圓、移入五三、七七一、六一〇圓、總額一七三、二〇七、四〇六圓に達し移出超過六五、六六四、一八六圓を算す。

昭和十一年に於ける移出入品の主なるものを擧ぐれば左の如し

- 移出 バルプ、石炭、木材、製紙、海産肥料、鹽魚、乾魚、鱈、魚油、昆布、蟹罐詰等。
- 移入 米、布帛及同製品、油類、麥酒、清酒、燕麥、豆類、食鹽、砂糖、醬油、味噌、製造煙草、生魚介、蔬菜、果實、金屬同製品、藥品、小麥粉、鳥卵、石灰、肥料、セメント等。

二、外國貿易

本島の貿易港は現在大泊、眞岡の二港にして、大泊港は明治四十二年三月、眞岡港は大正十一年二

月に開港を見たり。貿易先は最初殆んど朝鮮、中華民國、露領東部亞細亞に限られしが、大正十二年より關東州との貿易を見、大正十四年には英國、米國及獨逸等の間に貿易を見るに至り、更に大正十五年以來西班牙、白耳義、蘭領印度及埃及を加へ、昭和七年には比島及滿洲國とも交易を見るに至れり。

本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、中華民國への木材、露領亞細亞への石炭等の輸出及朝鮮より軌條其の他鐵道用金具、露領亞細亞より鱒及鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年の貿易額輸出入總計三五、六〇七圓なりき。其の後對外貿易は順調なる發達を來し大正三年には總額二四九、八六九圓に達したるも、同六年は歐洲大戰の影響により總計僅かに五三、二七六圓に激減せり。同七年よりは輸出貿易の増加に因り亦總額に於て回復し、其の後年により幾分の増減ありしも昭和三年迄は漸次増加の狀況を呈せり。この間大正十一年二月眞岡港の開港を見たるも貿易は却て逆調を呈し大正十二年より昭和三年迄輸入超過を來し昭和三年輸出入總額九三七、七一〇圓(入超五三九、二九四圓)を算す。然るに昭和四年には一躍總貿易額二百萬圓を突破し輸出超過を見るに至れるも昭和五年以來金融逼迫による世界的經濟界の不況により對外貿易は著るしく激減し昭和七年以來又輸入超過を呈せり。昭和十一年に於ける貿易額は輸出一一三、九三七圓、輸入二八八、九一一圓、總額四〇二、八四八圓に達し其の概況を示せば次の如し

| 關東州 | 中華民國  |      | 滿洲國  |    | 英吉利 | 蘭領印度 | 合計 | 超過 | 貿易額     |         |
|-----|-------|------|------|----|-----|------|----|----|---------|---------|
|     | 輸入    | 輸出   | 輸入   | 輸出 |     |      |    |    | 輸入      | 輸出      |
| 輸入  | 二五、五六 |      |      |    |     |      |    |    | 一七四、九七四 |         |
| 輸出  |       | 五、二四 |      |    |     |      |    |    |         | 一一三、九三七 |
|     |       |      | 三、七四 |    |     |      |    |    |         | 二八、九一一  |
|     |       |      |      | 四〇 |     |      |    |    |         | 四〇三、八四六 |
|     |       |      |      |    |     |      |    |    |         | 七〇、九六一  |
|     |       |      |      |    |     |      |    |    |         | 一六、三六   |

輸出貿易は最初北樺太、沿海州及東部露領亞細亞を販路として極めて小額行はれたるに過ぎざりしも、昭和三年中華民國、關東州方面に木材及紙類約二十萬圓の輸出ありてより斯の方面への輸出増加し、尙昭和七年以降滿洲國への輸出貿易を見るに至れり。輸出貿易の消長は對露領亞細亞への輸出を見るに至りたる明治三十九年以來大正六年迄、大正九年より同十一年及昭和四年より同六年間は輸出超過を呈し他は何れも入超を呈す。今昭和十一年に於ける貿易品の主なるものを擧ぐれば左の如し

- 輸出 乾藤子及其他の水産物等
- 輸入 鹽、カツサザアルト、屑及古鐵、耐火煉瓦、飼料等

商工會議所

本島の主要市街地たる豊原、大泊、眞岡の各地には夙に商工會議所類似の經濟團體設置せられ専ら商工業の改善發達に資するところありたるも本機關は固より法令に據らざるものなるを以て事業遂行上不利不便尠からざりしも大正十一年九月本島に商業會議所法施行せらるゝや前記團體は之を解散し新たに商業會議所を設立せり。而して昭和三年一月商工會議所法の施行せらるゝに及び夫々商工會議所と改稱せられ其の後知取商工會議所の設立を見、現在四商工會議所を算し銳意之が機能發揮に努めつゝあり。

尙商工會議所の連絡協調機關として樺太商工會議所聯合會設置せられ商工業の進展に寄興しつゝあり。今商工會議所の概況を擧ぐれば左の如し

(一) 所在地及其他

| 名稱      | 事務所所在地      | 地區  | 設立年月日       | 議員定數  |       | 役員定數 |            | 顧問定數 |
|---------|-------------|-----|-------------|-------|-------|------|------------|------|
|         |             |     |             | 第一號議員 | 第二號議員 | 會頭   | 副會頭<br>常議員 |      |
| 豊原商工會議所 | 豊原市大通南六丁目   | 豊原市 | 大正十二年三月二十日  | 二     | 六     | 一    | 一          | 八    |
| 大泊商工會議所 | 大泊町本町大通南四丁目 | 大泊町 | 大正十一年九月二十八日 | 二     | 六     | 一    | 一          | 九    |
|         |             |     |             |       |       |      |            | 六    |

(二)

| 名稱      | 事務所所在地    | 地區  | 設立年月日      | 議員定數  |       | 役員定數 |            | 顧問定數 |
|---------|-----------|-----|------------|-------|-------|------|------------|------|
|         |           |     |            | 第一號議員 | 第二號議員 | 會頭   | 副會頭<br>常議員 |      |
| 眞岡商工會議所 | 眞岡町山手町一丁目 | 眞岡町 | 大正十二年二月十六日 | 二     | 六     | 一    | 一          | 七    |
| 知取商工會議所 | 知取町千歳町四丁目 | 知取町 | 昭和五年二月二十日  | 二     | 六     | 一    | 一          | 八    |
|         |           |     |            |       |       |      |            | 五    |

經費の收支總額

| 年度    | 豊原商工會議所 |        | 大泊商工會議所 |        | 眞岡商工會議所 |       | 知取商工會議所 |        |
|-------|---------|--------|---------|--------|---------|-------|---------|--------|
|       | 收入      | 支出     | 收入      | 支出     | 收入      | 支出    | 收入      | 支出     |
| 昭和十一年 | 一五、九七四  | 一三、四三三 | 二六、〇三三  | 二五、四九六 | 八、八三六   | 八、七三三 | 一四、七六六  | 一三、〇七五 |
| 昭和十二年 | 一八、五三六  | 一八、五三六 | 一三、〇九四  | 一三、〇九四 | 九、四六三   | 九、四六三 | 一一、一四〇  | 一一、一四〇 |

備考 昭和十二年度は豫算額を示す

尙此の外落合、留多加、本斗、内幌、野田、泊居、三濱、惠須取、敷香の各町村には商工團體として商工會設置せられ地方商工業の發展に資しつゝあり。

度量衡

本島に於ける度量衡制度の沿革は大正五年其の準備調査に着手し、大正八年九月廳令を以て度量衡規則公布せられたるに始まる。本規則は内地に於ける度量衡制度を斟酌して制定せるに依り、其の内

容内地に於けると異なる所なきも、法系を異にする結果實際運用上尙不便尠からざるを以て大正十二年四月に度量衡法及其の附屬法令施行せられ茲に内地と同一制度の下に立つに至れり。

而して大正十年四月法律第七十一號改正度量衡法は大正十三年五月勅令第十六號を以て同年七月一日より施行すべく公布せられたり。爾來改正法律の趣旨を徹底せしむる爲め講演又はポスター、活動寫眞等に依り指導獎勵をなしたる結果メートル法度量衡の使用は先づ教育方面と石炭の販賣に始まり、次で鐵道及遞信方面に於て之を使用するに至り其の他漸を逐ふて之を採用しつゝあり。

營業免許 度量衡器、計量器の製作は商工大臣の免許を要し、度量衡器、計量器の修覆及販賣は權太廳長官の免許する所なり。

而して昭和九年三月より特殊販賣者制度確立し、藥劑師法に依り藥局を開設する者にして目盛ある玻璃製榼又は體溫計の販賣の業を營まんとする者は登録を受け其の業を營むこととなりたり。

最近に於ける營業者數を示せば左の如し

| 年 別   | 度量衡器 |     | 計量器 |     | 特殊販賣 |     |
|-------|------|-----|-----|-----|------|-----|
|       | 人員   | 營業所 | 人員  | 營業所 | 人員   | 營業所 |
| 昭和十一年 | 一    | 一   | 六   | 七   | 三    | 五   |

檢定 度量衡器の檢定に甲種、乙種の二種ありて、甲種檢定及計量器の檢定は商工大臣之を行ひ

權太廳長官は乙種檢定を行ふ外、尙商工大臣の委任に依る甲種檢定の一部をも行ひ居れり。昭和十一年度中に於ての檢定數甲種八、乙種五五三、内不合格乙種四あり。

取締 取締に第一種、第二種及度量衡の計量取締等あり。第一種取締とは業務上取引又は證明に供し若くは供する爲め所持する度量衡器及計量器の取締を謂ひ、第二種取締とは第一種取締以外の取締を謂ふ。度量衡法施行せられてより未だ十四年を経過せるに過ぎざるが、良く周知普及せられ度量衡法の實施に關しては何等支障を生ぜざるのみならず取締も亦順調に行はれ居れり。

度量衡器及計量器需要高 最近管内に於て販賣せる度量衡器及計量器の數量及金額を營業者別に示せば左の如し

度量衡器販賣者

| 年 別   | 度量衡器  |       | 計量器  |       |
|-------|-------|-------|------|-------|
|       | 數量    | 金額    | 數量   | 金額    |
| 昭和十一年 | 四、四一〇 | 三、三六〇 | 二、六九 | 一、六六七 |
|       | 四、四一〇 | 三、三六〇 | 二、六九 | 一、六六七 |
|       | 四、四一〇 | 三、三六〇 | 二、六九 | 一、六六七 |
|       | 四、四一〇 | 三、三六〇 | 二、六九 | 一、六六七 |
|       | 四、四一〇 | 三、三六〇 | 二、六九 | 一、六六七 |
|       | 四、四一〇 | 三、三六〇 | 二、六九 | 一、六六七 |
|       | 四、四一〇 | 三、三六〇 | 二、六九 | 一、六六七 |
|       | 四、四一〇 | 三、三六〇 | 二、六九 | 一、六六七 |
|       | 四、四一〇 | 三、三六〇 | 二、六九 | 一、六六七 |

計量器販賣者

| 年別    | 種別 | 計  |       | 浮秤 |      | 溫度計   |         | 乳脂計 |      | 計     |         |
|-------|----|----|-------|----|------|-------|---------|-----|------|-------|---------|
|       |    | 數量 | 金額    | 數量 | 金額   | 數量    | 金額      | 數量  | 金額   | 數量    | 金額      |
| 昭和十一年 |    | 九九 | 八七九 円 | 一四 | 三五 円 | 五、四七四 | 八、八二一 円 | 三   | 七三 円 | 五、七四一 | 一、〇〇七 円 |

特殊販賣者

| 年別    | 種別 | 目盛ある玻璃製枰 |      | 體溫計 |         | 計     |         | 計  |    |
|-------|----|----------|------|-----|---------|-------|---------|----|----|
|       |    | 數量       | 金額   | 數量  | 金額      | 數量    | 金額      | 數量 | 金額 |
| 昭和十一年 |    | 一六三      | 九〇 円 | 九九  | 一、五九三 円 | 一、二六二 | 一、六六三 円 |    |    |

第十八章 産業試験

第一節 中央試験所の沿革

明治三十九年時の民政署は南樺太を退去せる露人の牛馬を山野に馳驅するを集め貝塚、一の澤、古牧、軍川及並川の五箇所に牛馬收容所を設け翌年七月全部之を貝塚に併せ貝塚種畜場と改め、種畜の育成事業を開始せり。而してそれと同時に農業的富源開發の必要を認め、地を並川に相して假試験場を設置し適種適作物の試験調査を試みたり。之本島に於ける農事試験の濫觴なり。越えて同四十一年前者は樺太廳種畜場後者は樺太廳農事試験場と改稱せられ、同四十四年豊原郡豊北村字小沼に兩場相亞で移轉せられたるも農事試験場は大正元年更に並川附屬農園に本場を移せり。然るに本島農業經營の時運漸く有畜農法の妙諦に即せしむるの要あるに鑑み、大正七年六月種畜場を農事試験場に合併し小沼をその分場とすると共に眞岡郡眞岡町字遠泊の農事試験農園を分場に改め西海岸地帯の農事試験に當らしめたり。而して大正九年並川の農事試験場は再び小沼に移轉し、其の後試験部門の追加擴張を圖りて農事、畜産、化學の三部を置けり。

水産に關しては明治四十一年十月西海岸樂磨に樺太廳水産試験場を設けたるを以てその嚆矢とせり。當時に於ては主として水産製造に關する試験及調査を試みるに過ぎざりしと雖も、本島の水産は所謂



世界三大漁場の一を控へ、之が海田の開発は島産業上亦最も重大なる關係を有するを以て、大正七年之が試験事業を擴充し從來の製造部に加ふるに漁撈、養殖の二部を置き、爾來各種の試験研究調査を續行することゝなれり。

更に林業方面を見るに、往時全島は鬱蒼として千古斧鉞を加へざる森林を以て覆はれ他に比類を見ざる一大林産地として一葦帶水の北海道と相對峙したるを以て之が試験研究の史も亦久しきに遡る。即ち明治四十二年樺太廳に臨時工業調査所を設置するや、大泊にその工場を設け主として林産製造に關する試験を開始し大正五年之を廢止せり。然るに之に先立ち樺太廳は大正元年更に豊原の近郊大澤に國有林三千町歩を劃して大澤試験林(同廳林業課所屬)を設け天然更新及人工造林に關する試験を施行したりしも、偶々同八、九年に至り樺太松毛蟲發生し、其の被害に加ふるに數次の山火に襲はれ全島を擧げ林業史上未曾有の慘事に遭遇したる結果遂に所期の目的を達するに至らざりき。爾來専ら松毛蟲の防除竝に森林保護方面に關する試験調査に主力を傾注せしが漸く之が終熄を見るに至りしを以て、同十二年再び林業經營に關する試験調査の事業を興し、東海岸保呂の國有林約五千六百町歩を試験林に設定し以て林業全般の試験を施行するとともに、他方大澤試験林の蟲害山火跡地一、三一五町歩に人工造林に關する試験を施行せり。而して保呂試験林は昭和四年九月その南方隣接國有林を編入し總面積六、九二二町歩を算するに至れり。

斯くして農事、畜産、水産竝に林業に關する試験調査の事業は各別の機關に於て之を遂行し來たれりと雖も其の規模概ね狭小にして目的達成には幾多遺憾の點ありしに鑑み、昭和四年九月從來の農事、水産兩機關を廢止すると共に樺太廳に於ける林業試験事業及醸造指導事業をも移して中央試験所を創設し農事、畜産及林業に關する試験部門は之を小沼に置き、水産に關する試験部門は舊機關をその儘繼承して樂磨に分置し、宇遠泊舊分場は之を宇遠泊農事試験支所と改むる等試験研究の陣容を整へ、越えて昭和十二年一月惠須取町に農事試験支所を開設すると共に昭和十三年一月より更に化學工業部を新設し本島特殊工業資源の開発利用に關する試験研究を開始する豫定にして着々試験機關の充實を企圖しつつあるを以て之が完成機能の十全を發揮するに於ては本島産業の上に一新紀元を劃するものあるを疑はず。

## 事業

本島に於て夙に識者の囑目する産業必ずしも鮮しとせざるも、之が完成垂統を期する上に於て今後慎重なる試験調査に俟つべきもの亦甚だ多く、就中基礎的産業の開発は本島拓殖の促進上最も急務なるを以て本所の試験研究の機能概ね之が振興助長に主力を傾注せり。今事業の概目を擧ぐれば左の如し

- 一 農業、畜産業、林業及水産業に關する研究調査、試験、分析、鑑定、講習及講話。
- 二 種子、種畜、種禽、種卵其の他研究調査又は試験の結果に因る物料等の處理、育成、製造、配

付又は貸付。

組織

本所は豊原郡豊北村に設置し現在の組織は農業部、畜産部、林業部及水産部の四部並に庶務課にして水産部は眞岡郡樂磨に置き所長之を統轄し、各部課には夫々部長及課長を置き部課に屬する事務を掌理するの外、各部には更にその所管事務を分掌せしむるため科を設け、各科に科長を置けり。之が定員は技師十一名、書記四名、技手二十八名にして配するに雇員四十名を以てせり。尙特殊事情に在る本島西海岸地方に於ける種藝園藝に關する調査試験を擔當せしむる爲宇遠泊及惠須取に農事試験支所を設置せり。

第二節 試験部門

農業

農業部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たる。其の事業の分掌左の如し

第一科

本科は主として種藝及農業物理の研究に關する部門にして、本島の如き特殊の自然要素の下に栽培

可能なる適作物の査定に關する事項、主要農産物の品種改良に關する事項、各種農作物の耕種法改良に關する事項、農業用器具及機械の改良に關する事項、農業氣象に關する事項、農業經營試験に關する事項、種子、種苗の鑑定及配付に關する事項等を掌る。從來試験の結果擧げ得たる成績中其の主なるものを擧ぐれば左の如し

一、適作物の査定試験

廣く各地より各種作物の種苗を蒐集試作したる結果、其の成績良好にして本島の風土に恰適するものと認めたる作物中其の主なるもの左の如し

- 大麥、稈麥、小麥、ライ麥、燕麥、稈燕麥、蕎麥、豌豆、蠶豆、菜菜、亞米利加防風、瑞典蕪菁、青刈用玉蜀黍、牧草、蕪菁、甜菜、亞麻、馬鈴薯、蘿蔔、蕪菁、牛蒡、胡蘿蔔、火焰菜、葱、塘蒿、土當歸、石刀柏、胡瓜、甘藍、球莖甘藍、花椰菜、羽衣甘藍、苜蓿、白菜其の他葉菜類、草苺、須俱利、總須俱利等。

右の中小麥、燕麥、豌豆、蠶豆、馬鈴薯、甜菜、瑞典蕪菁、牧草、葉菜類は特に本島の風土に恰適し其の收量、品質共に極めて優良なる重要農作物なり。

二、品種改良

優良品種査定試験により本島の風土に好適せる主要農作物の優良品種を査定すると同時に稈麥、小麥、燕麥及馬鈴薯等に就ては純系淘汰法により優良品種の第一次的育成として樺丸實一

號外五種の新優良品種を選出し更に人工交配法により馬鈴薯新優良品種日の丸一號同二號を決定せしが目下小麥甜菜に就き同法により新品種の育成試験を施行中なり。

三、耕種法改良試験

主要作物に就き播種適期査定試験、播種適量査定試験、播種法試験、生育領域査定試験、除草中耕回数並に適期査定試験、收穫適期査定試験、栽培勞力調査、除稈が馬鈴薯の生育並に收量、品質に及ぼす影響査定試験、甘藍の移植適期査定試験、綠肥作物の混播が亞麻の生育に及ぼす影響と混播綠肥作物の收量査定試験、摘心による蠶豆の成熟期促進試験、杞柳に對する凍害防止法創案試験、蔬菜類の早熟法創案試験、有用野生植物の作物化に關する豫備試験等を行ひ、見るべき成績を挙げたり。

四、優良農具に關する調査

本島に於て新案作製せられたる洋犁、培土器、除草器等に就き調査し、其中優良と認めたる洋犁五點、培土器一點、除草器一點及カルチベーター二點を本島に適する優良農具として決定せり。

五、實習生養成

一年間農家の子弟を收容し農村の中堅人物養成に努め、昭和八年迄に七十九名の修業者を出せり。而して昭和九年以降本施設は樺太廳拓殖學校に移管せり。

六、種苗配付

從來の試験の結果得たる主要作物の優良品種を増殖の上、之を原種として興農會又は農事實行組合並に一般當業者に配付し以て農産の改良増殖に努めたり。

昭和十一年度に於ける主なる事業項目左の如し

- 一、豊凶考照試験
- 二、適作物査定試験
- 三、主要作物優良品種査定試験
- 四、小麥、馬鈴薯、甜菜、胡瓜及草苺の育種試験
- 五、小麥、蠶豆、馬鈴薯栽培に於ける耕鋤の省略が作物の生育に及ぼす影響査定試験
- 六、甜菜を加味せる適當なる輪作法査定試験
- 七、小麥、燕麥、蠶豆を主作物とする場合に於ける綠肥作物の恰適栽培法査定試験
- 八、甜菜の採種に關する試験
- 九、甜菜種子に關する調査試験
- 一〇、甜菜の栽培上より觀たる牧草地の整理法創案試験
- 一一、瑞典蕪菁の栽培法査定試験
- 一二、飼料作物生産費調査

- 一三、採種用レッドクローバー栽培經濟調査
- 一四、早春期に於ける新鮮蔬菜育成法創案試験
- 一五、薯蕷の恰適栽培法査定試験
- 一六、簡易温室に關する調査試験
- 一七、有用野生植物エゾリンドウの栽培法に關する試験
- 一八、農業に關係ある各種氣象觀測調査
- 一九、農作物優良品種の増殖普及を目的とする原種圃の經營及原種の配付

第二科

本科は農作物の病害、害虫、有用野草及雜草等に關する研究部門にして、從來諸種の病害虫並に有用野草に對して行へる試験中特に顯著なる成績を挙げ得たるものは麥類赤黴病、馬鈴薯黑痣病、クロウリハムシモドキ、ダイコンバへ、ヨタウガ等の病害虫防除法及本島山野に自生する有用なる野草に就ての研究等なり。

昭和十一年度に於ける事業項目次の如し

- 一、病害に關する調査試験
  - (一) 甜菜蛇眼病の防除に關する調査試験
  - (二) 胡瓜黒星病の生理生態に關する調査

- (三) 甜菜病害の種類並に分布に關する調査
- (四) 一般病害の種類並に發生に關する調査
- (五) 馬鈴薯萎縮病の分布に關する調査

二、害虫に關する調査試験

(一) 針金虫に關する調査試験

- イ、針金虫の生態調査
- ロ、針金虫の驅除試験

- (二) 甜菜害虫の種類並に分布に關する調査
- (三) 一般害虫の種類及分布に關する調査
- (四) 重要害虫の飼育調査
- (五) 誘蛾燈による趨光性昆虫の採取調査

三、野草に關する調査

- (一) 圃場雜草に關する調査
- (二) 有用野草に關する調査

第三科

本科は本島の農業に關する化學的研究部門にして、本島各種土壤の成分分布並に理化學的組成性状

に關する事項、各種土壤の農業的利用價值及其の改良法に關する事項、各種土壤に於ける作物に對する施肥法に關する事項、島産農産物の組成成分に對する獨創的加工利用法に關する事項等を掌る。既往に於ける檢索に據り闡明せられたる成績中其の主なる項目を擧ぐれば左の如し。

一、土壤に關する事項

- (一) 本島土壤の成因並に其の普遍的性狀に關する基礎的調査試験
- (二) 樺太ポドゾル系土壤を構成する各種標式土壤の種類性狀並に其の分布に關する調査
- (三) 綫化ポドゾルの礦質酸性土壤の改良利用に關する調査試験
- (四) 地方的高位泥炭土(所謂サガレンツンドラ)の農業的改良利用に關する調査試験
- (五) 本島に特有なる不毛性ハンノキ跡地土壤の不毛性原因並に其の改良利用に關する調査試験
- (六) 甜菜栽培適地の土性に關する調査

二、肥料に關する事項

- (一) 河流横溢土標式土壤に於て主要作物を栽培する場合の初期地力減耗度査定に關する試験
- (二) 河流横溢土標式土壤の小麥、蠶豆及馬鈴薯に對する養分天然供給量査定に關する試験
- (三) 樺太ポドゾル系各種酸性土壤に對する石灰給與量査定に關する試験
- (四) ポドゾル標式A・B各層土の小麥に對する養分天然供給量並に窒素、磷酸の施用適量査定に關する試験

三、農産物分析加工に關する事項

- (一) 島産主要食用作物中大麥、稗麥、小麥、ライ麥、燕麥、蕎麥、豌豆、蠶豆の普通成分査定に關する試験
- (二) 島産主要特用作物中馬鈴薯、甜菜、薑薑、薄荷、罌粟の有用成分査定に關する試験
- (三) 馬鈴薯の冷凍乾燥法に關する基礎的試験
- (四) 蘿蔔の冷凍乾燥による加工利用法に關する試験

昭和十一年度に於ける事業項目左の如し

- 一、樺太ポドゾル系土壤細密調査(白縫村管内)
- 二、樺太ポドゾル系各標式土壤中細菌數特に有用細菌數の季節による増減に關する調査試験
- 三、河流横溢土標式土壤の主要作物の連作並に輪作による土壤性狀の變化特に其の生産力變化に關する試験
- 四、樺太ポドゾル系土壤に添加せらるる降水成分特に其の植物營養成分に關する調査試験
- 五、河流横溢土標式土壤の小麥、蠶豆及甜菜に對する窒素質肥料肥効比較試験
- 六、甜菜に對する智利硝石、硫安混合比率査定試験
- 七、甜菜に對する施肥深度査定試験
- 八、島産特用作物(甜菜、薄荷、罌粟)の有用成分査定試験

- 九、島産小麦種實の理化學的性能査定に関する調査試験
- 一〇、島産豆類を原料とする加工品の製造に関する試験
  - 一一、殖民地割地土壤毎割鑑定調査
  - 一二、殖民地毎割土壤肥瘠度測定並に施肥標準調査

第四科

本科は主として醸造に関する事項を研究する部門にして、島産酒類の品質向上を圖り且島産獨特の醸造物を造らんが爲試験調査を爲し又當業者の醸造に関する物料の依頼分析及鑑定に應ずると共に、時々技術官を派遣し適當なる實地指導をなすものとす。尙昭和十一年度に於ける事業の項目次の如し

- 一、調査試験
  - (一) 醸造用水の成分變化に関する調査試験
  - (二) 清酒醸造用水々質鑑定に関する調査試験
  - (三) 島産原料に依る自家用醬油醸造法に関する調査試験
  - (四) 紫外線に依る清酒に含有せらるゝ活性炭素の檢出方案に関する試験
  - (五) 清酒の主要成分仕込配合法に関する調査試験
  - (六) 清酒、酒母及醪に関する實地醸造試験
  - (七) 酵母に関する調査試験

- (八) 複式醸造法に依る小麦原料酒精含有飲料に関する試験
- 二、助成普及事業
  - (一) 酒造實地指導
  - (二) 清酒品評會の審査
  - (三) 酒母及麴鑑評
  - (四) 純粹酵母の配付

尙當部に於ける試験研究調査の成績にして特に重要なりと認むる事項は之を纏録の上所報として廣く當業者並に關係方面に配付し、以て業績の普及徹底に努めたり。既往に於て發行したる所報次の如し

| 種別   | 所報別番號 | 種別 | 所報類ノ番號 | 題     | 名   | 發行年月  |
|------|-------|----|--------|-------|-----|-------|
| 業務概要 |       |    |        | 昭和四年度 | 農業部 | 昭六、三  |
| 同    |       |    |        | 昭和五年度 | 同   | 昭六、一〇 |
| 同    |       |    |        | 昭和六年度 | 同   | 昭八、三  |
| 同    |       |    |        | 昭和七年度 | 同   | 昭九、三  |
| 同    |       |    |        | 昭和八年度 | 同   | 昭一〇、三 |



| 時報 | 第四四號 | 第一(農業畜産)類 | 第二五號 | 稗燕麥の新優良品種「早生裸」の特性と其の栽培上の注意      | 昭一二、五 |
|----|------|-----------|------|---------------------------------|-------|
| 同  | 第二三號 | 第一(農業畜産)類 | 第一二號 | 本島へ移入の危険性ある豌豆の大害虫エンドウマメゾウに関する警告 | 昭八、二  |
| 同  | 第二四號 | 同         | 第一三號 | 凍乾蘿蔔の製造法                        | 昭七、二  |
| 同  | 第二六號 | 同         | 第一一號 | 須具利ウドンコ病の防除法に関する注意              | 昭八、五  |
| 同  | 第二七號 | 同         | 第一二號 | 蕎麥の播種期に就て                       | 昭八、五  |
| 同  | 第二八號 | 同         | 第一三號 | 再びダイコンバへの防除法に就て                 | 昭八、六  |
| 同  | 第三〇號 | 同         | 第一四號 | 凍乾馬鈴薯の製造法                       | 昭八、二  |
| 同  | 第三一號 | 同         | 第一五號 | 馬鈴薯黒痣病防除の奨め                     | 昭九、五  |
| 同  | 第三三號 | 同         | 第一六號 | 馬鈴薯採種上の二、三注意事項に就て               | 同     |
| 同  | 第三五號 | 同         | 第一七號 | 蔬菜の早熟栽培に對する葎養圃の效果に就て            | 昭一〇、二 |
| 同  | 第三七號 | 同         | 第一八號 | 西海岸地方に於ける蘿蔔栽培上の二、三注意事項に就て       | 昭一〇、七 |
| 同  | 第三八號 | 同         | 第一九號 | 野生當歸栽培の奨め                       | 昭一一、四 |
| 同  | 第三九號 | 同         | 第二〇號 | 西海岸地方に於ける農作物播種期に對する注意           | 同     |
| 同  | 第四〇號 | 同         | 第二一號 | 胡瓜黒星病防除の奨め                      | 同     |
| 同  | 第四一號 | 同         | 第二二號 | 稗麥「スマレ」糯の特性と之を原料とする餅の作り方に就て     | 同     |
| 同  | 第四二號 | 同         | 第二三號 | 燕麥の新優良品種「百日早生」の特性と其の栽培上の注意      | 同     |
| 同  | 第四三號 | 同         | 第二四號 | 馬鈴薯疫病と其疫病防除の奨め                  | 昭一一、七 |

畜産

畜産部は第一科、第二科及第三科に分たれ其の事業の分掌左の如し

第一科

本科は主として牛馬の蕃殖、改良、飼養、管理及衛生に関する事項、牛馬の生産物處理に関する事項、種牡牛馬の貸付及種付に関する事項、飼料作物の耕作及經營に関する事項を掌る。而して従來行へる試験調査事項中既に結了せる主なるものは乳牛の經濟的調査試験、乳用種牡犢の經濟的飼育試験、蠶豆及大豆粕の乳牛飼料價值比較試験、牧草地の經濟的利用法に関する試験、紫外線の妊牛並に其の胎兒に及ぼす影響試験、イワノガリヤスの乳牛飼養試験、青豌豆、蠶豆及練粕の乳牛飼料價值比較試験、エーローデントコーン、アルサイククロバー及エンシレージの畜牛の發育に及ぼす影響、試験等にして尙昭和十一年度事業項目左の如し

一、牛馬の飼養に関する試験調査

- (一) デントコーン、エンシレージ、瑞典蕪菁及苜蓿の乳牛飼料價值比較試験
- (二) 甜菜莖葉根冠の乳牛飼料價值査定試験



- (三) 甜菜莖葉根冠エンシレージの乳牛飼料價值査定試験
  - (四) 乳牛の綠芻攝取量並に之が泌乳量に及ぼす影響試験
- 二、飼料作物の耕作經營に關する試験調査
- (一) 不凍簡易サイロー創案に關する試験調査
  - (二) 牧草地の更新期に關する試験調査
  - (三) 經營上より見たる一番刈法並に二番刈法の比較調査試験
- 三、牛馬の管理衛生に關する試験調査
- (一) 馬の内寄生蟲に關する基本調査
  - (二) 馬の傳染性流産に關する豫備調査
  - (三) 牛の顆粒性腺炎治療法に關する試験
  - (四) 甜菜莖葉根冠給與量の妊牛の健康に及ぼす影響試験
  - (五) 運動及手入の畜牛の發育に及ぼす影響試験
- 四、種牛馬の生産及貸付
- (一) 種牛馬の生産
  - (二) 種牛馬の貸付並に種付
- 五、飼料の自給自足を目的とする飼料作物の耕作

第二科

本科は主として豚、緬羊、家兎、養狐其の他の毛皮動物並に家禽の蕃殖、改良、飼養管理及衛生に關する事項、是等家畜家禽及毛皮動物の生産物に關する事項、種豚、種緬羊、種兎、種狐、種禽、種卵の配付及種付に關する事項等を掌る。従來行へる試験調査事項中既に結了せる主なるものは種卵の孵化並に雛の發育に及ぼす紫外線の影響試験、生肉代用品の仔狐の發育に及ぼす影響試験、養狐の蛔蟲及十二指腸蟲並に條蟲の驅除藥に關する試験、融雪期に多發する鶏の疾病に及ぼす肝油又は紫外線の影響試験、家兎の飼養試験、斃死狐の死因に關する調査、養狐寄生蟲の種類調査、耳疥癬蟲驅除藥創製に關する試験等なり。

昭和十一年度に於ける事業項目左の如し

- 一、養狐に關する試験
  - (一) 種狐の改良に關する試験
  - (二) 飼料配合の仔狐の發育並に蕃殖に及ぼす影響試験
- 二、黒貂の家畜化試験
- 三、「カーキキキャンベル」の飼養試験
- 四、養狐の「サルモネーラ」菌屬に關する豫備調査
- 五、養狐の條蟲中間宿主に關する調査試験

- 六、樺太犬の經濟的飼養試験
- 七、蜜蜂の飼養試験
- 八、分娩哺育時の管理方法に依る養狐の育成率増進に關する試験
- 九、小家畜及毛皮動物の生産及配付
  - (一) 種豚の生産及配付
  - (二) 種綿羊の生産及配付
  - (三) 種狐の生産及配付
  - (四) 種鶏種卵の生産及配付

第三科

本科は主として本島に於ける家畜、家禽の飼料及畜産物の化學的研究に關する事項、畜産物の加工利用及畜産製品の改良に關する事項等を掌る。従來行へる試験事項中既に結了せる主なるものは島産飼料の普通成分並に無機成分定量試験、乳酸菌檢索利用試験、ハンドウオーカー改良試験、乾酪成熟庫に關する試験チエグーチーズ製造試験、プロセスチーズ製造試験、牛乳味噌及牛乳醬油製造試験等にして昭和十一年度に於ける事業概目左の如し

- 一、島産飼料の消化率査定試験
- 二、脱脂乳を主原料とする經濟的養狐飼料調査試験

三、牛乳豆腐製造試験

尙當部に於ける試験研究調査の成績にして特に重要なりと認むる事項は之を纏録の上所報として廣く當業者並に關係方面に配付し以て業績の普及徹底に努めたり。既往に於て發行したるもの左の如し

| 種別   | 所報別番號 | 種別        | 所報類ノ番號 | 題                      | 畜産部 | 名     | 發行年月  |
|------|-------|-----------|--------|------------------------|-----|-------|-------|
| 業務概要 | 同     | 同         | 同      | 昭和四年度                  | 畜産部 | 昭六、三  | 昭六、一〇 |
| 同    | 同     | 同         | 同      | 昭和五年度                  | 同   | 昭六、一〇 | 昭八、三  |
| 同    | 同     | 同         | 同      | 昭和六年度                  | 同   | 昭八、三  | 昭九、三  |
| 同    | 同     | 同         | 同      | 昭和七年度                  | 同   | 昭九、三  | 昭一〇、三 |
| 同    | 同     | 同         | 同      | 昭和八年度                  | 同   | 昭一〇、三 | 昭一一、〇 |
| 同    | 同     | 同         | 同      | 昭和九年度                  | 同   | 昭一一、〇 | 昭七、三  |
| 同    | 同     | 同         | 同      | 昭和十年度                  | 同   | 昭七、三  | 昭七、三  |
| 彙報   | 第二號   | 第一(農業畜産)類 | 第二號    | 養狐の飼養                  |     |       |       |
| 同    | 第三號   | 同         | 第三號    | 乳牛の飼養法                 |     |       |       |
| 同    | 第一〇號  | 第四類       | 第三號    | 兔毛皮の簡易製鞣法              |     |       |       |
| 同    | 第一一號  | 同         | 第四號    | 放牧地の經濟的利用法と其の合理的經營法に就て |     |       |       |

|    |      |           |      |                 |       |
|----|------|-----------|------|-----------------|-------|
| 彙報 | 第一八號 | 第四類       | 第五號  | バター製造要項(其の一)    | 昭一〇、九 |
| 同  | 第二三號 | 同         | 第六號  | 簡易豚肉加工法         | 昭一二、二 |
| 同  | 第二四號 | 同         | 第七號  | アイスクリーム製造法      | 昭一二、三 |
| 同  | 第一輯  |           |      | 農産物家畜飼料(分析成績)   | 昭八、一  |
| 時報 | 第一八號 | 第一(農業畜産)類 | 第八號  | 樺太に於ける牛乳取扱上の注意  | 昭七、七  |
| 同  | 第一九號 | 同         | 第九號  | 脱脂乳の利用法         | 同     |
| 同  | 第二〇號 | 同         | 第一〇號 | 鶏の自然孵化に關する注意    | 昭七、八  |
| 同  | 第二五號 | 同         | 第一四號 | 犢の除角と其の方法に就て    | 昭八、二  |
| 同  | 第三二號 | 第四類       | 第五號  | 養狐の耳疾患に對する應急手當  | 昭九、五  |
| 同  | 第三四號 | 同         | 第六號  | 軟質チーズの製造法       | 昭九、八  |
| 同  | 第四四號 | 同         | 第七號  | 養狐蛔蟲及十二指腸蟲驅除の獎め | 昭一一、八 |

林業

林業部に於ける事業は之を第一科、第二科及第三科に分たれ、其の事業分掌左の如し

第一科

本科は本島森林の育成に關する研究部門にして主として人工造林法、天然更新法及森林の保護撫育

に關する事項を掌る。業績中既に闡明せられたる事項次の如し

一、人工造林に關する事項

- (一) トドマツ、エゾマツ、グイマツ、シラカバ及ダケカンバ種子の形態調査
- (二) トドマツ、エゾマツ、グイマツ及シラカンバ種子の成熟時期調査
- (三) トドマツ、エゾマツ及グイマツの結實年度調査
- (四) トドマツ、エゾマツ、グイマツ、シラカンバ及ダケカンバ種子の播種前に於ける準備的處理法に關する試験
- (五) 播種床に於けるトドマツ、エゾマツ稚苗の土壤凍結に因る被害防除試験
- (六) トドマツ、エゾマツ及グイマツの苗木養成上適當なる土壤の査定試験
- (七) 島外有用樹種中テウセンカラマツ、カラマツ、オオシウタウヒ、バンクシヤマツ、リギダマツ、シナアカマツ、マンシウクロマツ、オオシウアカマツ、ドイックロマツ、ストロウブマツ、テウセンゴエフ、サワグルミ、オニグルミの適種選出試験
- (八) トドマツ、エゾマツ、グイマツ、カラマツ、テウセンカラマツ、オオシウタウヒ苗木の山出年次に關する調査試験
- (九) トドマツ、エゾマツ、グイマツ、カラマツ、テウセンカラマツ、オオシウタウヒの幼苗造林試験

- (一〇) 造林苗木の生長期間に關する調査
  - (一一) 山火跡造林地の氣象狀況調査
  - (一二) 播種造林地に於けるトドマツ、エゾマツ及グイマツの生長狀況調査
  - (一三) トドマツ、エゾマツ天然苗の人工造林用苗木としての價值査定試験
  - (一四) オオシウタウヒの本島に於ける適應性並に其の造林法に關する調査試験
  - (一五) トドマツ、エゾマツ天然生苗木の移植に關する調査試験
  - (一六) 本島各地主要造林苗木圃に於ける土性に關する調査
  - (一七) 本島主要造林樹苗の肥料三要素試験
- 二、天然更新に關する事項
- (一) 原生林内氣象觀測
  - (二) カラフトグルミの分布調査
  - (三) 南樺太に於ける天然生グイマツの分布調査
  - (四) トドマツ、エゾマツ混淆林の林型調査
  - (五) トドマツ、エゾマツ混淆林に於ける樺太廳擇伐作業法の適用試験
  - (六) トドマツ、エゾマツの發生と林床植物群落との關係調査
  - (七) 帶狀皆伐地に更新する稚樹の造林學的性質に關する調査

(八) トドマツ及エゾマツ原生林内に於ける病傷害木に關する調査

(九) 林床處理と稚樹の發生並に生長との關係試験

三、森林保護に關する事項

(一) エゾマツ寄生キクヒムシ科昆蟲の樹體內に於ける分布狀況調査

(二) タウヒのハダニの驅除法試験

(三) ヤツバキクヒムシの慘害防除對策に關する調査研究

(四) 誘蛾燈による趨光性昆蟲調査

(五) ヤツバキクヒムシの生態調査

(六) エゾマツ加害キクヒムシ樹の發生と林況並に地況との關係調査

昭和十一年度に於ける主なる事業項目左の如し

一、本島主要林木種子の貯藏法試験

二、本島造林樹苗の養苗試験

三、苗木の山出年次に關する調査試験

四、山火跡地土壤の造林學的性質調査

五、混淆林造成試験

六、本島主要造林樹苗本數査定試験

- 七、トドマツ及エゾマツ原生林内の氣象觀測調査
- 八、グイマツ及トドマツ天然更新林の除伐、間伐試験
- 九、主要森林樹木の全島の分布調査
- 一〇、本島針葉樹原生林の林型調査
- 一一、本島に於けるトドマツ及エゾマツ天然林の更生に關する調査
- 一二、トドマツ及エゾマツ原生林の材積三三%擇伐更新試験
- 一三、針葉樹材の虫害順序及其の變遷狀況に關する調査
- 一四、キクヒムシ類の驅除豫防試験
- 一五、苗圃害虫の豫防驅除試験
- 一六、本島主要造林樹苗に對する窒素及磷酸肥料施用量査定試験
- 一七、林床處理と稚樹の發生並に生長との關係試験
- 一八、森林鳥類の食性に關する調査

第二科

本科は木材の物理的及機械的並に化學的性質を究明し諸種林木の利用加工法を講究するの外樹脂、針葉油並に單寧の採取又は抽出試験、製炭試験、食用菌草の培養及山葵栽培試験及林産物の分析鑑定等専ら森林副産物の利用法に關する試験研究事項を掌る。業績中既に完了せる事項次の如し

- 一、針葉樹廢材木炭に就いての研究
  - 二、本島保呂産トドマツ材の機械的性質に關する研究
  - 三、本島保呂産エゾマツ材の機械的性質に關する研究
  - 四、本島産トドマツ及エゾマツ立木の季節別含水率に關する調査
  - 五、本島敷香産グイマツ材の機械的性質に關する研究
  - 六、本島産有用針葉樹材の物理的性質に關する研究、保呂産トドマツ(其の一)
  - 七、本島に於ける針葉油製造の研究並に之が經濟調査
  - 八、エゾマツ及トドマツ丸太の樹皮の厚さ及樹皮率に關する調査
  - 九、エゾマツ及トドマツ丸太の邊材の厚さ及邊材率に關する調査
  - 一一、エゾマツ及トドマツ丸太の屋内天然乾燥經過調査
  - 一二、本島産有用樹木の組成成分に關する試験
  - 一三、本島産エゾマツ立木よりの松脂採集試験
- 昭和十一年度に於ける主なる事業項目次の如し
- 一、本島保呂産トドマツ及エゾマツ材の物理的性質に關する研究
  - 二、本島産カンバ材の機械的性質に關する研究
  - 三、木材の貯藏法に關する試験

- 四、郷土樹種を利用する木材工製品の製作に関する調査試験
- 五、バルプ用材としての本島産各種被害針葉樹材並に潤葉樹材の利用法に関する試験
- 六、亜硫酸廢液の工業的利用法に関する調査試験
- 七、林木未利用廢棄部分の工業的利用法に関する調査試験

第三科

本科は森林の施業法に関する試験及林木の生長並に材積の査定に関する調査試験及試験林の管理經營に関する事項を掌る。業績中既に完了せる主なる事項次の如し

- 一、本島産針葉樹丸太材積に関する調査
  - 二、本島保呂産トドマツ及エゾマツの形數調査
  - 三、南樺太に於けるグイマツ天然林の林木構成並に生育狀況に関する調査
  - 四、本島に於ける薪材の層積と實積との關係調査
  - 五、本島に於けるトドマツ及エゾマツ天然林の枝條量並枝條率に関する調査
  - 六、本島原生林に於けるトドマツ及エゾマツの生長調査
- 昭和十一年度に於ける主なる事業項目左の如し
- 一、本島に於ける森林作業法査定試験
  - 二、本島天然林に於けるトドマツ及エゾマツの生長調査

三、林内路網設定に関する調査

四、本島保呂試験林の施設並に管理經營に関する事業

尙當部に於ける試験研究調査の成績にして特に重要なりと認むる事項は之を纏録の上所報として廣く關係方面に配付し以て業績の普及徹底に努めたり。既往に於て發行したるもの左の如し

| 種別   | 所報別番號 | 種別      | 所報類ノ番號 | 題名                                  | 發行年月   |
|------|-------|---------|--------|-------------------------------------|--------|
| 業務概要 | 同     | 同       | 同      | 昭和四年度 林業部                           | 昭六、三   |
| 同    | 同     | 同       | 同      | 昭和五年度 同                             | 昭六、一〇  |
| 同    | 同     | 同       | 同      | 昭和六年度 同                             | 昭八、三   |
| 同    | 同     | 同       | 同      | 昭和七年度 同                             | 昭九、三   |
| 同    | 同     | 同       | 同      | 昭和八年度 同                             | 昭一〇、三  |
| 同    | 同     | 同       | 同      | 昭和九年度 同                             | 昭一一、一〇 |
| 同    | 同     | 同       | 同      | 昭和十年度 同                             | 昭一二、   |
| 報告   | 第三號   | 第二(林業)類 | 第一號    | 樺太に於けるトドマツ、エゾマツ天然林の林型に関する調査         | 昭七、一一  |
| 同    | 第四號   | 同       | 第二號    | 樺太産有用針葉樹材の機械的性質に関する研究               | 昭七、一二  |
| 同    | 第五號   | 同       | 第三號    | I. 保呂産トドマツ<br>エゾマツ寄生キクヒムシ科昆虫の生態學的研究 | 昭八、三   |

|     |     |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
|-----|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 同   | 同   | 年         | 同         | 同         | 同         | 同         | 同         | 同         | 同         | 同         | 同         | 報         |
|     |     | 報         |           |           |           |           |           |           |           |           |           | 告         |
|     |     |           | 第一九號      | 第一七號      | 第一五號      | 第一四號      | 第一二號      | 第一一號      | 第九號       | 第八號       | 第七號       | 類第二(林業)   |
| 同   | 同   | 林業        | 同         | 同         | 同         | 同         | 同         | 同         | 同         | 同         | 同         | 類第二(林業)   |
| 第三號 | 第二號 | 第一號       | 第八號       | 第十一號      | 第一〇號      | 第九號       | 第八號       | 第七號       | 第六號       | 第五號       | 第四號       |           |
| 同   | 同   | 保呂試驗林氣象年報 | 保呂試驗林氣象年報 | 保呂試驗林氣象年報 | 保呂試驗林氣象年報 | 保呂試驗林氣象年報 | 保呂試驗林氣象年報 | 保呂試驗林氣象年報 | 保呂試驗林氣象年報 | 保呂試驗林氣象年報 | 保呂試驗林氣象年報 | 保呂試驗林氣象年報 |
| 同   | 同   | 昭七年       | 昭七年       | 昭七年       | 昭七年       | 昭七年       | 昭七年       | 昭七年       | 昭七年       | 昭七年       | 昭七年       | 昭七年       |
| 同   | 同   | 昭八年       | 昭八年       | 昭八年       | 昭八年       | 昭八年       | 昭八年       | 昭八年       | 昭八年       | 昭八年       | 昭八年       | 昭八年       |

|             |          |                              |                             |                      |                          |                         |            |            |                        |           |           |           |
|-------------|----------|------------------------------|-----------------------------|----------------------|--------------------------|-------------------------|------------|------------|------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 同           | 同        | 同                            | 同                           | 同                    | 同                        | 同                       | 同          | 同          | 同                      | 同         | 同         | 年         |
|             |          |                              |                             |                      |                          |                         |            |            |                        |           |           | 報         |
| 第二八號        | 第二一號     | 第二〇號                         | 第一九號                        | 第一三號                 | 第一二號                     | 第七號                     | 第六號        | 第五號        | 類第二(林業)                | 第五號       | 第四號       | 林業        |
| 同           | 同        | 同                            | 同                           | 同                    | 同                        | 同                       | 同          | 同          | 同                      | 同         | 同         | 同         |
| 第九號         | 第八號      | 第七號                          | 第六號                         | 第五號                  | 第四號                      | 第三號                     | 第二號        | 第一號        | 第一號                    | 第五號       | 第四號       | 同         |
| 樺太保呂試驗林植物目錄 | 薪材の層積に就て | II. エゾマツ、トドマツ丸太の邊材の厚さ及邊材率に就て | I. エゾマツ、トドマツ丸太の樹皮の厚さ及樹皮率に就て | 樺太に於けるトドマツ針葉油の製造法に就て | 歐洲タウヒの樺太に於ける適否並に其の製造法に就て | トドマツ、エゾマツの樹冠枝條量並に針葉量に就て | 針葉樹廢材木炭に就て | 樺太産針葉樹形數調査 | 1. 保呂産トドマツ、エゾマツ樹幹胸高形數表 | 保呂試驗林氣象年報 | 保呂試驗林氣象年報 | 保呂試驗林氣象年報 |
| 昭一二、七       | 昭一〇、一〇   | 昭一〇、一〇                       | 昭一〇、九                       | 昭一〇、二                | 昭九、一二                    | 昭八、一                    | 同          | 昭七、一〇      | 昭七、一〇                  | 昭一、一〇     | 昭一、一〇     | 昭一〇、六     |

水産部は第一科、第二科、第三科及第四科に分たれ其の事業の分掌を述べれば次の如し

第一科

本科に於ては淡水棲生物の形態及生態、海洋、漁場、湖沼等に關する調査を分掌するものにして昭和十一年度の施行事業の項目左の如し

一、産卵ニシンの形態調査

(一) 胸位部の魚鱗上に刻せる各輪數による年齢査定

(二) 各年に於ける成長率測定

(三) 背推骨數の算定

二、産卵ニシンの生態に關する調査

(一) 洄游と海況との關係調査

(二) 胃中含有物調査

三、海洋に關する調査

(一) 本島近海に於ける水温及比重の分布狀況に關する調査

(二) 横斷海洋觀測

(三) 漁況及海況竝に氣象との關係調査

(四) 定地海洋觀測

四、漁場に關する基本調査

南海岸海區漁場細密調査

五、優良こんぶの増殖法竝に有用海藻類の分布狀況調査

六、鮭及鱒の洄游調査

第二科

本科に於ては漁法、漁具、漁船に關する試験調査竝に水産科實習生の養成に關する事項を分掌するものにして昭和十一年度の事業項目左の如し

一、南海岸海區に於けるあぶらさめ漁業試験

二、南海岸に於けるいわし漁業試験

三、東海岸沖合に於ける鮭、鱒流網漁業試験

四、水産に關する實務練習を目的とする實習生の養成

第三科

本科に於ては水産物の化學的研究、水産物の加工利用及水産製品の改良竝に水産に關する物料の分析及鑑定に關する事項を分掌す。

昭和十一年度の事業項目左の如し

一、水産物加工利用に關する試験

(一) フジコ處理加工及海星類利用に關する試験



- (一) 鱈の処理加工法に関する試験
- (二) 鮫及鮪の処理加工法に関する試験
- (三) すけとうたら処理加工に関する試験
- (四) 鱈胃かに殻其他廢物利用に関する試験
- (五) 水産物の分析試験

第四科

本科に於ては淡鹹兩水棲生物の増殖保護に関する試験調査及種卵の配付に関する事項を分掌す。昭和十一年度の事業項目左の如し

- 一、鮭卵人工孵化に関する試験
  - (一) 洄歸率調査
  - (二) 川水利用に依る鮭稚兒飼育法による試験
  - (三) 鮭卵の移植試験
- 二、チカの人工孵化試験
  - (一) 富内湖に於けるチカの人工孵化試験
  - (二) チカの卵移植試験
- 三、タラバカニの人工増殖試験

四、昆布の増殖に関する試験

尙當部に於ける試験調査の成績にして特に重要なものと認むる事項は之を纏録の上所報として廣く當業者並に關係方面に配付し以て業績の普及徹底に努めたり。既往に於て發行したるもの左の如し

| 種別   | 所報別番號 | 種別 | 所報類ノ番號 | 題                  | 名    | 發行年月   |
|------|-------|----|--------|--------------------|------|--------|
| 業務概要 |       |    |        | 昭和四年度              | 水産部  | 昭六、三   |
| 同    |       |    |        | 昭和五年度              | 同    | 昭六、一〇  |
| 同    |       |    |        | 昭和六年度              | 同    | 昭八、三   |
| 同    |       |    |        | 昭和七年度              | 同    | 昭九、三   |
| 同    |       |    |        | 昭和八年度              | 同    | 昭一〇、三  |
| 同    |       |    |        | 昭和九年度              | 同    | 昭一一、一〇 |
| 同    |       |    |        | 昭和十年度              | 同    | 昭一二、   |
| 報告   | 第六號   |    |        | 南樺太近海産タラバカニの地方型に就て |      | 昭八、九   |
| 年報   |       | 水産 | 第一號    | 海洋觀測報告 自大正十三年至昭和三年 |      | 昭一一、七  |
| 同    |       |    |        | 海洋觀測年報             | 昭和四年 | 同      |
| 同    |       |    |        | 同                  | 昭和五年 | 同      |
| 同    |       |    |        | 同                  | 昭和六年 | 同      |



## 第十九章 土人

## 第一節 總覽

我が樺太に在住する土人とはアイヌ、ニクブン（ギリヤーク）オロツコ、キーリン、サンダー及ヤクトの六種族を指稱せるものなり。彼等は従順にして其の智能概して低く、同化の程度稍高きアイヌ族すらも内地人社會の競争場裡に伍し自立し得ざる状態に在るを以て農業、漁業其の他に關し特殊の制度を設け之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を獎勵して自活思想を養ひ、子弟に教育を授くるの外彼等の風習を毀げざる範圍に於て自由に文明の惠澤に浴せしむる等専ら其の保護誘掖に努めつゝあり。

## 第二節 種族及戸口

アイヌ族 往昔は廣く樺太全島に亘り居住せしとの説あり。領有當時に於ては東西兩海岸及中央内淵川の沿岸各地に散在し居りたるも、保護上集團せしむる必要を認め鵜城管内のアイヌを除き大正元年より同三年に至る三箇年間に於て東海岸は落帆、白濱、樫保、新聞及多來加の五箇所に、西海岸は多

蘭泊、登富津、智來及小茂白の四箇所に夫々集合せしめたるも樫保の居住者は其の希望に依り全部新間に轉住せしめ、尙白濱の土人部落は昭和八年火災の厄に遭ひたるを以て其の一部を富濱に移轉せしめたり。同族は從來有籍の北海道復歸アイヌと本島在來の無籍アイヌとに區別せり。而して本島在來のアイヌは其の智能文化の程度北海道復歸アイヌに比し著しく劣れるも尙他の種族に比し内地人に接すること久しきを以て我が國體の梗概を知り、内地人に對し尊敬の念を有し文化の程度亦比較的進めるを以て昭和八年一月樺太施行法律特例を改正し之に對し均しく戸籍法を施行するに至れり。然れども尙近時物質文明の普及に因る衣食住の激變、内地人移住者増加に伴ひ直接間接に受くる生活上の壓迫、其の他酒精分の過飲、花柳病の傳播等に依り體質劣弱に赴くの嫌あるを以て此等の弊害除去に努め居れり。

ニクブン族 太古に於ける亞細亞人の殘存者にして北部幌内川流域に居住し、先住民族たるオロツコ族間に雜居す。近親結婚を嫌ひ他民族と雜婚するを以て其の體格漸次優良となり能く困苦に耐へ他種族の如く夏季惰眠を貪ることなく孜々として常に冬營準備を怠らず。オロツコ族、キーリン族に比し優越の位置を占む。今後其の指導宜しきを得ば相當の發展を期し得べし。

オロツコ族 トングース族の一派にして其の人口アイヌ族に次ぎ、北部幌内川流域に居住す。馴鹿を飼育すると共に一、二月は山に入り鹿、貂を獲り、三月より五月には海岸に出で、海豹を捕へ、六月より八月迄は鱒鮭漁に従ひ、特に八月の候魚族の遡河するに至れば川を遡り之が漁獲を爲す等一定

の居所を定めず山野水草を逐ふて天幕内に起臥す。一般に無智昧且つ怠惰にして年少にして煙草を好み、酒に親む者あり。斯くして生活難に迫れば他を恨み、或は同族互に反目するの狀態なり。然れども教育所設置以來面目頓に革まりたるの觀あり。

キ・リ・ン・族 本種族の現に我が樺太に居住するもの僅かに十六人、其の本島に渡來したるは他民族に比して遙かに遅きものゝ如し。大陸居住中支那文明の感化を受けたる爲め、他種族に比し文化の度稍進めり。快活にして舉動敏捷、種族的偏見少なきも漂泊性に富み轉々居を移せり。

サ・ン・ダ・族 我が國に於て往昔山丹人(又は山韃人)と稱へ、往時貿易の爲め大陸と本島間を往來したるものにして、漸次減少し遂に其の跡を絶たんとするに至れり。其の言語習俗はニクブン族、オロツコ族と大同小異なり。

ヤ・ク・ト・族 純土耳古族にしてヤクーツク方面より移住し來れる民族なりと云ふ。昭和五年國勢調査の結果敷香支廳管内に二人發見せられたり。

### 第三節 風俗習慣 (主としてアイヌ族につき記述す)

#### 概 説

夏期は河海に於て漁撈に従事し冬期は狩獵又は勞働によりて生活の資料を得つゝありしも、半農半

漁の方針に依り指導したる結果漸次農耕の方法を習得し、馬鈴薯、菜根の類を栽培して其の成績見るべきものあり。一面拓殖の進展に伴ひ各種事業勃興し、勞力の需要増加し來れるを以て、之等勞働に従事し漸次獨立自營の域に進みつゝあり。従つて生活狀態も不知不識の間に改善せられ時に内地移住農民を凌ぐものありて到底昔日の比にあらず。然れども一般に虚榮に驅られ、金錢を得れば之を酒食に徒費し然らざれば不用の物品を購入する等概して貯蓄の念なく、一朝不漁、不作其の他の災厄に遭はんか直に窺境に陥るを常とす。古來彼等の風習として隣保相扶け同病相憐むの情厚く、相互に扶助するの美風あるも一面却つて依頼の念を助長する憾みあり。

#### 衣 食 住

衣 服 多く草木の皮を以て製したるアツシを用ゆ。アツシはオヒョウ(木の名)又はエラ草(一名カイ草)の皮を剥ぎて水に浸し、冬期越年中糸に製して之を織る。禮服には其の優良品を用ひ襟、裾、袖、背等に刺繡を施し、之を製作するに三年の日子を費すと云ふ。婦人の用ひるものは海豹皮、鱒及イトウ(魚の名)の皮にて製し、鳥毛にて裝飾せり。其の他犬の皮を以て外套、股引、手袋等の防寒具を作る。現今にては男子は洋服を著用し、女子は内地人に倣ひ帯、羽織等を用ゆ。之れ價格低廉にして且つ欲する儘に求め得らるゝを以てなり。

装 飾 身體の裝飾としては男女共に耳環を付け、婦人の年長者は一般に上唇に黥をなす。其の他

練玉又は青銅貨等を紐に通し頸より胸に懸け、或は眞鍮の輪若くは穴明鏡を紐に通し帯の如く腰に締むるものあり。頭飾としては男子は十二、三歳の頃滿洲玉、南京玉を以て三角形のものを作り前頭部に掛けたるも今は全く廢れたり。女子は綿布を以て高さ三寸位の環を作り、色絲を以て刺繡をなし種々の玉を付け冠となし、頭髮の亂れを防ぐ爲なりと云ふ。

飲食物 主食物は魚類にして其の主なるものは鯨及鱒なり。何れも漁獲期に之を割き乾燥して貯藏し冬期の食料とす。夏期には生魚を海水にて煮又は焼き海豹の脂肪にて調理せるものを食す。海豹の脂肪は海豹の油肉を鍋に入れ煮沸し脂肪の滲出するを掬ひ取り、其の胃袋の洗滌乾燥したるものに之を容れ貯藏して使用するものなり。その他アママス、蝶、カジカ、ウグイ及貝類等を用ひ、副食物としては野生の百合根、キト、トマ、コザク及款冬等を生又は乾燥貯藏して用ふ。極めて酒を好み、煙草も亦男女共に之を嗜む。

家屋 家屋を建築するには汚穢凶妖の地を避け最も清淨の地を選ぶ。之を建つるに大小廣狹の別あれども一定の規矩ありて何れも規を一にす。即ち四方に柱を建て粗雜なる丸太を積上げ、屋根及周圍は樹皮又は草を編みて之を覆ひ、度器なきを以て其の長短を計るに手又は指長を以てし木根、藤蔓等にて緊縛したりしが現今は大工職を營む者ある等大いに其の面目を改めたる觀あり。土間の中央には大なる爐を造り其の上部に煙出兼採光のため二、三尺角の天窓を明け、室の兩側には高さ一尺五寸、幅二、三尺の床を設け寢臺に充て、左側の床の隅には必ず家神を祭る。家財、道具、食料を貯藏

する爲に倉庫を建つるも便所は之を設くること少かりしが近來その設備を整ふる者多し。

### 社會及家族關係

社會關係 往時は各部落に酋長ありて部落民を統率し、部落内に於ける紛擾犯罪等に關しては總て自ら之を裁斷し異議を挟むことを容さず、酋長は專制獨裁にして而も世襲の支配權者なりしが、領有後は樺太廳に於て各部落毎に總代を選任し、之等をして統率せしむるに至れり。總代の多くは元の酋長を以てし他は部落より選舉せられたる者之に當れり。

部落相互間の關係は極めて親密にして其の情誼の濃かなるは到底内地人の比にあらず。慶弔共に禮節を以てし數十里の遠路寒暑雨雪の厭ひなく互に相往來し、吉凶禍福を分つのみ風令尙存す。

家族關係 父又は長兄を以て家長とし、長は幼を憐み幼は長を敬ひ、家内に紛擾の起るが如きことは稀なり。男子は漁業、農業、狩獵等に從事し、女子は裁縫、炊事、採薪等に從ふ。家督は普通長子之を相續するも事故ある場合には次男、三男等に順次之を讓る(一説に曰く、家長の生存中長男妻を娶らば別居し次男、三男亦此の如くして家長死去の時同居せる男を後嗣とし、相續者を長男と定むる掟なしと)。

結婚について見るに、往時は子女の父兄間の婚約に依り成年に達するを待ちて結婚を行ふ。所謂許婚なりしも、現今に於ては雙方の合意に依り他より何等干渉を受くることなく、又別に儀式を行ふ事

なく當事者の同居を以て結婚したるものと看做すを普通とす。離婚は頗る簡單にして其の數又多し。即ち雙方の合意の者は言ふ迄もなく、夫が強て妻を離婚せんとする場合は幾分の物品を與へて親許に歸らしめ、妻より離婚せんとする時は無斷にて夫の家を去るのみ。出産の場合は湯を以て生兒を洗ふの外別に醫藥を用ひず、多くは二、三年後に於て命名したる慣習なりしが現今は漸次速に行はれつゝあり。

又死を語るを甚だしく忌むも死事は決して忽にせず、死者あれば斂葬の具を備へ親族故舊相集り慟哭數日に及び、生前の所持品及寶物等は棺に入れ埋葬し、墓標を建つる者あるも多くは之を用ひず、埋葬すれば死者は神となるものと信じ、墓の掃除、墓參等をもなすことなし。死者あれば三日目にして爐の灰を新にし、變死者の場合は其の家を焼き又は壊ち、疫病にて死亡せる場合は其の家を捨て、省みず。

### 經濟及法律關係

往昔に於ける物資の交易は専ら物々交換に依り有無相通ぜり。即ちギリヤーク（ニクブン）族は敷香方面より富内に来り、山丹人はアレキサンドル方面よりマヌイ山道を経て灣内に來り錦、玉、金具等を提供し、アイヌ族は貂、獺、狐等の皮を提供したるが、亦遠く宗谷海峽を渡りて刀、罌、陣羽織、酒器等と交換したるものあるが如し。然れども現在は鐵道、船車等の便を利用し賣買取引等昔日の比に

非ず。

貸借契約に關しては何等法的觀念なく、義務は必ず履行すべきものとして證書、抵當等を徵せず、且つ數の觀念に乏しきを以て、之に關しては木片に印を付け、又は繩に結目を作りて記憶の便に供せり。期間は長きは一年又は二年にして其の時期は練、鱒及鮭等の漁獲時期等を以て定め、短きは月の盈虧等を以て其の期間となせり。期日に至りて返濟を怠るものあれば一應之を督促するも敢て追求せず、萬一是が義務を果さざるものあらば違約者として之を卑下するに止まる。

領有前に於ては犯罪は凡て酋長之を審問し處罰するものにして、多くは財産刑なるも稀には體刑をも行へり。財産刑は被告人所有の寶物又は家畜等を沒收して、之を相手方に給付するを普通とし、體刑は笞杖指切、死刑等にして是が執行は被告の最も近親のものをして行はしめたり。然れども領有後土人の民事に關する事項は總べて酋長又は總代の直接執行を許さず、當局に於て彼等の舊慣に則り執行することゝなりしが、昭和八年一月樺太施行法律特例の改正に依りアイヌ族のみは内地人同様民事法の適用を受くることゝなりたり。而してアイヌ族以外の土人全部に對しては刑事法のみ適用せらる。

### 娛樂及祭禮

アイヌ族の娛樂としては聲樂、音樂、舞踊及遊戲等あり。聲樂としてはユーカラ（酒宴の席などに

て歌ふ男女の痴情を語るもの)、ハウケ(祭文の如きもの)、ヤエガタカラ(都々逸の如きもの)、オイナ(音嘶)、トイタ(伽嘶)等あり。

楽器には左の二種及團扇形の太鼓あり。麝香鹿の皮にて作り主に祈禱者之を使用す。

トンコリ(三味線に酷似せる五絃なり)

ムツキナ(竹を以て作り口に銜て吹く)

舞踊は内地の盆踊の如く八人づゝ一團となりて環状を爲し、中腰と爲りて一足飛びつゝ手を拍ち、リリーリリーと叫びながら踊り廻る。多くは熊祭の時に爲す。

遊戯には綱曳、角力、繩飛び、棒飛及輪投等あり。

祝祭には内地の如く盆、正月、氏神祭典等と稱するものなく、唯漁期の始めに海岸、河岸に木幣を掛け濁酒を捧げ豊漁を祈る。最も嚴肅壯嚴に行ふものは熊祭にして、其の部落は勿論遠近の部落より老若男女の別なく聚り、盛装して飲み、歌ひ且つ踊り歡樂を盡すこと數日に亙り、青年男女の情事は多く此際に行はれたり。近時熊祭を行ふこと稀となり従て斯る弊習も漸次改善されつゝあり。

#### 第四節 文 化

##### 教 育

土人の教育に關しては教育所を設くるの外各種施設を爲し、専ら智徳の啓發、生活の改善其の他の指導誘掖に努めつゝあり。

教育所は明治四十二年初めて東西兩海岸のアイヌ族集團部落に各一箇所を設置し、其の子弟を收容するの外、尙地理的其の他の關係上一部は公立小學校に委託して教育せるが、各種の設備充分ならざりしを以て、大正十三年四月部落の合併行はるゝと共に、教育所を五箇所と爲し、昭和五年九月更に敷香教育所を増設し爾來其の内容の充實を圖り、昭和六年十二月多蘭泊教育所を多蘭泊尋常小學校に昇格變更せり。

尙昭和八年一月樺太施行法律特例改正の結果アイヌ人の子弟は小學校に收容され、内地人兒童と同様に教育さるゝことゝなりたる爲、敷香教育所以外の教育所は廢止又は小學校に昇格せられたり。而してオロツコ、ニクブン族等の土人の子弟は敷香教育所に收容され現在々籍兒童三二人あり。其の成績を見るに書方、圖畫、手工、唱歌等は内地人子弟に比し遜色なきも算術、綴方は劣れり。卒業者の成績は概して良好にして普通々信文其の他家庭の用務を辨するは勿論、曾て官公署の雇員又は代用教員等を奉職せし者もあり。

社會教育に關しては各部落に男女青年團、婦人會等を設け夜學會を開き、主として小學校教員指導に當り、之が誘導啓發に努め居れり。尙本年オタスに中堅青年の勤勞觀念の向上を目的とする修養所を設け手藝の指導並に修養等に努め居れり。

土人は一般に衛生思想に乏しく、従つて疾病多く特に其の血族結婚と酒精分の過飲とは體質を脆弱ならしむ。之れ彼等の容貌の魁偉なるに似ず體質の虚弱なる所以にして、而も病魔に犯さるゝや先づ舊習に依る祈禱卜占を爲し、草根、木皮、獸骨等を服用し愈々重態となるに及び始めて醫藥を求め、病苦少しく減するか若は短期に特効を認め得ざる場合は多く醫藥を廢するを以て、傳染性疾患の如きは其の間に傳染の機會を多からしめ保健上遺憾の點尠からず。以上の事實に鑑み土人の衛生に關し深甚の注意を拂ひ、部落の衛生的施設の整備を計ると共に各部落に公醫を囑託して診療せしめ、各種藥品、器具等を配備して傳染病豫防に備へ、時々衛生に關する講話を爲し又は衛生に關する活動寫眞を映寫して觀覽せしむる等衛生思想の喚起普及を計りつゝあり。

昭和九年十月施行の土人健康診断の結果に依れば齲齒、トラホーム、中耳炎、扁桃線炎、疥癬等は各種族に互りて割合に多く、脊柱後彎、前彎等はオロツコ、ニクブン族に多かりしも肺炎カタル、肺結核等は比較的尠し。而して土人の家屋は概して採光、換氣不充分なると便所の設けなきこと、沐浴を嫌ふ者多き等は健康上及ぼすべき悪影響多きに依り各部落に浴場設置を奨励すると共に之が指導に當る者深くこの點に留意し着々衛生上の自覺を促がし住宅構造、生活様式の改善を計る等益々彼等の健康増進のため鋭意努力しつゝあり。

## 第五節 産業

領有前に在りては河海に漁り山野に獵し、天産物によりて依食したるを以て、一定の産業に従事し將來の策を樹てんとするの念なく複雑を厭ふ風あり。従つて彼等の最も得意とする漁業に就き特殊の方法を授け漁船漁具を貸付し漁業を爲さしめ舊慣を改め其の改良發達を促がしつゝあり。然れども漁業は年々變遷ありて收穫一定せざるを以て、一面農耕を奨励し土地を貸付して農具並に種子を給與し之が奨勵を爲す。然れども彼等從來の情勢に依り勤勞を厭ひ播種後の中耕、除草を怠る者多く、甚しきは給與の種子を食用に供し、僅かに一時の食料を得て後日生活難に苦しむ者ある等の點に鑑み、勤勞生活と産業の發展等に就き注意の喚起に努め居れり。亦商業を營むものありたるも比較的計數の觀念に乏しく、經濟思想なきを以て好成績を擧ぐるもの稀なりしが近年漸く昔日の面目を改めんとするに至りたるは、不斷の指導啓發と拓殖の進展、人口の増加に伴ふ周圍の刺戟並に教育の振興等に依る結果なり。

## 第六節 救恤

土人の救恤に關しては特例を設け、其の普遍を圖ると共に諸般の事情を參酌し、遺憾なきを期し居



れり。即ち漫然金品を與へ依頼心を助長せしむる弊を避け、老幼を恤み、不具廢疾者を憐み、鰥寡孤獨の者、十歳未滿の幼者三名以上を有する者、六歳以下六十歳以上のもの等にして自活し得ざるものに對しては救恤米を與へ、罹病者にして治療の資力なきものには醫藥を給し、或は樺太慈惠院に收容治療し、水火災其の他の罹災者には金品を施與する等之が救済に關し遺憾なきを期しつゝあり。

### 第七節 指導要項

土人の指導に關しては教員を始め支廳當事者等其の任に當るは勿論なるも、場所に依りては特に專任の指導員を置き、土人漁場管理者(樺太廳長官)之を任免し、其の監督は第一次として勤務地管内の支廳土人事務取扱(支廳長)の直接指揮監督を受け庶務に従事するものにして、土人に對し國體の貴き所以を會得せしめ敬神崇祖孝博愛の觀念を鼓吹せしめ、部落民の遊惰を戒め義務觀念を涵養すると共に勤儉の美風涵養に努むること、從來の漁業の外に農耕其の他の職業をも指導獎勵すること、指導員は職務の内外を問はず廉耻を重んじ貧汚の所爲を爲さず常に率先躬行範を示すべきこと、土人間に於ける從來の惡習慣は漸次改良する様懇切指導すべきこと、土人等より物品の購入を爲さざるは勿論贈與等は嚴に之を禁すべきこと、常に言語を慎み其の舉措等亦充分之を注意し誠心誠意職務に忠實なるべきこと、兒童の教養を重んじしめ産業の發達、生活の改善を促がし時代の趨勢に順應し向上の氣

風養成に努むること、衛生竝に體育上に注意し傳染病豫防等に力を注ぎ、天幕生活者に對しては家屋の建築を勧め、居住を一定せしむるの方針を取らしむ可きこと等指導要項を定め向上發展の道を講じ居れり。

### 樺 太 要 覽 終

昭和十二年十二月二十四日印刷  
昭和十二年十二月二十八日發行

# 樺太廳

樺太豊原市大通南六丁目一番地  
印刷人 佐々木 龜一

樺太豊原市大通南六丁目一番地  
印刷所 樺太印刷合資會社  
電話二二一二番

大  
翻  
太  
翻

民國十二年十二月二十八日  
民國十二年十二月二十八日

中華民國十二年十二月二十八日  
民國十二年十二月二十八日



